

平成 31 年 4 月 5 日
公益社団法人北海道観光振興機構

北海道の観光地取材支援に関わる企画提案を公募します。

当機構では、北海道の魅力的な観光資源を広く発信するため、メディア関係者が北海道へ取材のためにお越しになる際の取材経費を支援することとし、下記のとおり企画提案を募集いたします。

記

1. 事業名
平成 31 年度メディアタイアップ情報発信事業（取材支援）
2. 応募方法
事業詳細に関する説明会は開催せず、下記の取材期間を対象として随時企画提案を募集いたします。提案を希望する場合は別添の企画提案指示書をご覧の上、下記の担当者までお問合せ下さい。

対象取材期間： 平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月
企画提案期限： 原則として取材出発日の 5 日前（土日祝除く）

3. 問合せ先
060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階
公益社団法人北海道観光振興機構
誘客推進本部 国内誘客部
TEL 011-231-5881（部直通）
石橋静枝（ishibashi@visithkd.or.jp）

平成 31 年度メディアタイアップ情報発信事業（取材支援） 企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的

国内市場における北海道観光の情報発信強化を図ることにより、一般消費者の北海道に対する興味喚起や旅行意欲を刺激し、国内道外客を中心に誘客を促進する。

2. 募集対象者

媒体特性と特集テーマにより、訴求対象が明確な企画を提案できるメディア。

3. 取材対象期間

通年（取材時期は平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月）

媒体の発行は令和 2 年 3 月末日までであることを条件とする。

4. 取材対象地域

対象は全道とするが、拠点観光をイメージできるよう、可能な限り範囲を絞ることとする。ただし、広域を網羅する明確なテーマがある場合はこの限りではない。

5. 対象経費

取材経費（航空代金、宿泊費、道内交通費、体験取材費等）について、500 千円税込を上限として当機構が負担する。ただし、取材対象外の飲食代は除く。詳細は取材人数・日数を勘案し、協議により決定する。

6. 選定方法と採択数

当機構並びに北海道経済部観光局にて企画内容を検討、審査の上選定する。

採択数は予算の範囲内で年間 10 媒体前後を予定する。

7. 企画提案に必要な書類

(1) 企画提案書

媒体名、テーマ、ページ数、掲載時期、取材時期、取材予定物件などを記載すること。
支援を受けることによる企画内容の拡充案（支援なしの場合との対比を明示）、効果測定の指標などを必ず明記すること。データ送付を可とする。

(2) 媒体資料

掲載する記事の広告換算値が分かる資料を添付すること。データ送付可。

(3) 見積書

対象経費の項目および人数を明記すること。企画書とは別に作成し、代表印を捺印して本紙を郵送すること。

8. 企画提出期限

企画案は随時募集、提出は取材予定日の5日前（土日祝除く）を期限とする。

9. 企画提出先

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

誘客推進本部 国内誘客部

石橋静枝（TEL 011-231-5881 Email ishibashi@visithkd.or.jp）

10. 採択後の手続き

- (1) 請書の提出をもって契約成立とする。採択通知後、当機構が定める様式に従って請書を作成し、代表印を捺印して本紙を郵送すること。
- (2) 契約期間は、契約締結の日から掲載号の発行日（ウェブサイトの場合は掲載日、テレビ・ラジオの場合は放送日）までとする。
- (3) 取材出発前に行程を提示すること。
- (4) 成果物には取材協力のクレジット表記掲載を原則とする。ただし、媒体特性等を勘案し、協議の上認めた場合はこの限りではない。
- (5) クレジット表記や事実確認のため、出版・掲載前に校正を提出すること。

11. 事業完了後の手続き

- (1) 記事掲載後、当機構が定める様式により完了報告書を作成すること。捺印は不要のため、データ送信を可とする。
- (2) 成果品（掲載媒体）を最低2部提出すること。
- (3) ウェブサイトの成果品は、画像ファイルやPDFなどハードコピーとして残すことが可能な形態で提出すること（URL提示のみは不可）。
- (4) テレビ・ラジオの成果品は、OA同録をDVDの提出またはデータ送信による提出とする。
- (5) 完了報告書・成果品の提出とともに請求書を発行すること（報告以前の日付は不可）。精算手続きは不要とし、請求額は採択時に決定した金額とする。
- (6) 振込先は会社名義の口座とし、個人口座の振込みは不可とする。

12. その他要件

- (1) 企画内容の不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。また、当機構はそのことによる経済的な損害はその責を免ぜられるものとする。
- (2) この指示書に定めるもののほか、必要な事項は当機構が別に定めるものとする。